

第5期第4回静岡市行財政改革推進審議会 会議録

- 1 日 時 平成24年12月20日(木) 14:00~17:00
- 2 場 所 静岡市役所静岡庁舎本館 第1委員会室
- 3 出席者 **【委員】**  
曾根正弘会長、足羽由美子委員、青山葉子委員、遠藤純子委員、木村幸男委員、高橋節郎委員、高橋正人委員、竹内良昭委員、土屋裕子委員、的場啓一委員
- 【行政】**  
総務局長  
(検討部会員)  
池谷行政管理部長(部会長)、鈴木行政管理部理事(行政管理課長事務取扱)、深澤政策法務課長、赤堀人事課長、伏見企画課長、(行政管理課行財政改革推進担当課長)  
(オブザーバー)  
村松行政管理部理事(政策法務・公益法人改革担当)、広報課長  
(外郭団体関係課)  
文化振興課  
(外郭団体)  
公益財団法人静岡市文化振興財団  
(事務局)  
和田行政管理課行財政改革推進担当課長、吉永参事兼統括主幹、小島副主幹、窪田主査、小泉主査、高橋主任主事
- 4 傍聴者 静岡新聞
- 5 会議次第 次頁「次第」のとおり
- 6 会議内容 3頁以降に記載

## 第5期 第4回静岡市行財政改革推進審議会次第

と き 平成24年12月20日(木)

午後2時から

ところ 静岡庁舎本館 第1委員会室

### 1 開 会

### 2 議 事 (諮問事項)

(1) 広報事業の見直しについて

【資料1】

(2) 外郭団体における「市としての公益性」の検証について

【資料2-1、2-2】

### 3 その他

(1) 公の施設に関する使用料の見直しについて

【資料3-1、3-2】

【参考資料】

(2) その他

### 4 閉 会

## 1 開 会

《開会宣言》

## 2 議 事（諮問事項）

### （1）広報事業の見直しについて【資料1】

《事務局説明》

《広報課説明》

木村委員：広報誌のチェックは職員によるものか。一般市民からの調査は行っているか。

事務局：広報課の職員による自己チェックである。

木村委員：出発点として職員が行うことは良いことだが、事業の見直しは情報の受け手である市民の評価が必要ではないかと思う。

広報誌の市民1人当たりの印刷発行経費はどれくらいか。

広報課長：市民1人当たりの年間発行経費は、本市が1人当たり56.9円、1世帯当たり約153円である。

他市の1部当たりの年間経費は、札幌市が436.3円、仙台市が153円、新潟市が312.5円、埼玉市が185.8円、千葉市が221.6円、相模原市が199.6円、浜松市が181.6円、堺市が206.6円となっている。

曾根会長：新潟市が高い理由は何か。また、広報誌の見直しについて市民から調査をしたことがあるか。

広報課長：新潟市の経費が高い理由は、週1回の発行のためである。印刷広報物の見直しについては調査していないが、市民意識調査によって、どれくらい広報誌を読むか、どのような情報が欲しいか、また市政情報をどこから入手するかなどの内容の調査は実施している。

木村委員：静岡市の発行経費は非常に安価ということ。チェックリストに、情報を周知したい人に届いているか、という項目の自己評価が、「はい」となっているが僭越ではないか。本当に届いているのか。

広報課長：項目の選択肢が「はい」と「いいえ」となっていた。市としては、できる限り多くの人に読んでもらいたい。町内会・自治会からの配布だと9割以上の世帯に配布ができるが、新聞折り込みだと約8割になる。できるだけ多くの人に届く方法をとるとともに、公共施設や郵便局にも設置を依頼しており、できる限りの努力を行っている。

足羽委員：広報誌を読むと答えた人が約84%とあるが、人によって読む深さに差があるのではないか。

非常に高い購読率だが、その程度の差について詳細を教えてほしい。また、浜松市が月2回の発行から1回に変えた大きな理由は何か。

広報課長：読む程度の差については調査をしており、広報誌の内容に全部目を通してしていると答えた人が27.7%、関心のある部分だけを選んで読んでいると答えた人が56.2%という結果がある。特にお知らせの欄については、例えば、子育てしている母親が子育てに関連した項目をよく読むというような、関心のある部分だけを選んで読んでいるケースが多い。

浜松市が月1回とした理由は、行財政改革による経費節減と、区版を月1回発行したことがあるが、全市版とほとんど変わらなかったという理由である。

青山委員：公共施設で、前号や前前号の広報誌が置かれているのを見るが、廃棄はどれくらいあるのか。

広報課長：作成部数はかなり精査している。広報課で残してあるものは100部程度。公共施設でもバックナンバーを欲しいという人もいるので残りを置いてあるが、余るといふ話はあまり聞いていない。

遠藤委員：発行頻度を月に1回にするという方向で考えているらしいが、その場合、広報誌の内容や分量は多くなるのか。情報量を減らしていくのか。

広報課長：市民意識調査から、市民が一番必要としている情報がお知らせの項目という結果もあるので、お知らせの件数は減らす予定はない。それ以外の部分で情報量を圧縮することを考えている。月1回になった場合、現在12ページのため、縮減には努めるが16~20ページにはなるかと思うが、印刷物は4ページ単位で作成するため、検討していきたいと考えている。

木村委員：静岡市の広報誌は非常に良くできている。県下でもトップクラスではないかと思う。掲載内容の大半が、イベント情報や行政情報の提供だが、トップページについても地場産業の特集を組むなど、これまでよりも提供する情報の質があがっているように思う。ただし、数は少ないが、地域社会や行政の抱える問題を提起し、市民と一緒に考えていく参加共有型の広報誌もある。静岡市は情報提供型に徹している。イベントに参加すると、広報しずおかで情報を入手している人が多く、伝達力は非常に強いと思うが、情報発信型に徹するだけで良いのか。

経費削減のために、1色刷りにするという方法はどうか。印刷広報物の経費削減や提供方法の見直しを考える際には、紙媒体だけではなく、ウェブ情報などの代替手段についても、現状を良く把握し比較検討しなければならないのではないかと。

事務局：広報誌だけではなく、代替手段については、ウェブ活用方法などさらに詳しく調べ検討していきたい。

広報課長：色で分かりやすくしているところもあるので、4色刷りは継続していきたい。掲載内容については、政令市など情報量が多い自治体は問題定位型の広報誌ではない。浜松市が唯一問題提起型である。比較的規模の小さい自治体が問題提起型の広報誌を発行している。

代替手段は主にホームページだが、CMSというシステムを導入し、より分かりやすく見やすいホームページを心がけている。派手さではなく、分かりやすく、検索しやすいものを重視している。ユニバーサルデザインにも配慮して見やすい色も配慮しているので、インパクトはないかもしれないが、情報のカテゴリー区分の精査をし、読み上げソフトの導入や、文字サイズの変更などもできるようにしている。また、FacebookやYoutube、電子ブックなどを実施する方向で進んでいる。スマートフォンにもアプリを4月から導入する予定である。

曾根会長：ヒット数は把握しているか。

広報課長：年間250万ぐらいである。

足羽委員：広報誌を紙媒体で組長が配布すること自体は良いことだと思う。この方法であればしっかりと届くので確実だと思う。ネット環境が整っていない人もいるので、紙媒体での配布には賛成だが、見せ方には工夫が必要だと思う。今は、小さいコラムが並んでいるが、例えば、ページごと子育てのママ向け、介護者向けなど、差をつけるなどして見せ方の工夫をしたらどうか。情報誌のアステンは20~30代の購読率が非常に高い。そのため、アステンに広告を出す民間企業も多い。広報しずおかは、年間の広告料収入が438万9千円で、1回当たり約18万円の収入だが、全市民が手にする媒体なので、民間企業にとって非常に効果的な広告媒体だと思う。見せ方や編集を工夫して、より読ませるものにできれば、広告を載せる民間企業も増え、広告収入が増えるため、印刷経費の補填ができると思う。民間の視点を取り入れて、見せ方を改善すれば、今約80%の購読率ももっと上がると思う。

広報課長：これまでもいろいろな検討を重ねて今の形になったが、読みやすい広報誌となるよう、これからも市民からの意見を取り入れながらより良いものにしていきたい。

遠藤委員：月1回の発行となり、ボリュームが多くなった場合に、一度に読めることのできる程度があ

る。今が最適なボリュームだと感じるが、多くなった場合には、見せ方の工夫が必要になると思う。

広報課長：検討する。

木村委員：静岡市の発行単価が他市と比較して安価だとすれば、経費の使い方としては優秀だと思うが、逆に経費をもっとかけても良いのではないかと思う。

広報課長：発行単価については、サイズやページ数、発行回数によって変わる。静岡市では、経費節減に努め現在の形としている。

高橋節郎委員：読みやすさを工夫して充実させることは良いことだが、配布する人には負担がかかっている。月2回の配布となると、組長は広報誌の配布だけに多くを費やすことになってしまう。一般市民が見る深さや程度を考えると配布方法や頻度を簡素化する必要があるのではないか。

木村委員：広報誌だけを配布しているわけではない。年配者も多く、運ぶだけでも大変である。町内会や自治会が配布することは良いことだが、負担の軽減については検討が必要ではないか。

曾根会長：配布に関する苦情や要望についてはなにかあるか。

広報課長：配布する負担が大きいというような意見はいただいている。

曾根会長：工夫できる余地はあるか。

広報課長：新聞折り込みや郵送等も考えたが、配布してもらう方法に勝るものがない。9割以上の世帯に届く方法が他にはない。郵送にすると経費が2倍程度、新聞折り込みは広報誌だけで、1億円以上かかってしまう。そのため、発行回数を検討しているところである。

足羽委員：配布することは構わないが、コストのことを考えても月1回でも良いのではないか。仕事をしながらだと、どうしても配布するのが週末になってしまったり、4～5日手元に持ったままになってしまう。すぐ2週間後には次の号が来るので追われてしまう。配布する人には、年配者も多いので大変ではないか。

的場委員：チェックリストの方向性に、発行回数とページ数の削減とあるが、両方削減することは可能か。難しいのではないか。広報誌はタイムリーな情報を提供することが重要だが、月1回とすると、情報がきめ細かいものから、きめの粗いものになってしまうなど、デメリットもあると思うが検討されているか。

依然住んでいたところでは、タブロイド判の月2回から、A4の冊子で月1回になった。最初はとまどったが、時間が経つにつれなじんできた。見たい情報を探すときに、月2回だと探すのに苦労したが、月1回になり探しやすくなった。月1回にすることのメリットとデメリットについてどのように考えているか。

広報課長：発行回数やページ数を削減すると、掲載できる情報量も減ってしまうが、できる限り最小限に抑えられるよう編集を工夫している。即時性という意味では、月2回の発行で良いのではという視点もあるが、ホームページを充実するなどして、より良い方法で発行回数とページ数の削減を考えていきたい。

月1回の発行のデメリットとしては、情報量が減り即時性が落ちてしまうことや、重量が重くなってしまう。情報量については、お知らせの件数は減らさず、詳細な説明を要点のみにするなどして工夫していく。即時性については、ホームページやFacebookなどでカバーしていきたいと考えている。

木村委員：紙媒体でなくても良いという人もいます。ニーズをしっかりと抑えたうえで回数をどうするか検討していくべきである。

曾根会長：月1回の発行になっても、タイムリーな情報がカバーできれば、配布する人の負担も減らすことができる。今までの各委員の意見を参考に検討していただきたい。

それでは、印刷・広報物見直しに関する基準案については良いか。今後皆さんからの意見をまとめ答申に反映させていくこととする。

(2) 外郭団体における「市としての公益性」の検証について【資料2-1、2-2】

《静岡市文化振興財団（以下「財団」）説明》

《文化振興課説明》

足羽委員：管理しているどの施設も身近な施設なのでなじみやすい。良い運営をしていると思う。

市民文化会館の運営形態を詳しく教えてもらいたい。

財団：平成23年度から第2期の指定管理として、静岡市文化振興財団、NTTファシリティーズ、(株)アスの3者のJVで請け負っている。財団が施設の管理運営、受付業務、自主事業の実施と全体統括を行い、音響設備等の管理を(株)アス、施設の修繕・警備等の総括をNTTファシリティーズが行っている。

足羽委員：内容は承知しているが、収支状況や施設が老朽化しているところもあると思う。今後の修繕計画などはどうなっているか。

文化振興課長：静岡市民文化会館は昭和53年11月にオープンしており、老朽化が進んでいる。7月の事務事業市民評価会議で廃止の評価を受けたが、様々な状況を勘案し、廃止ではなく、再構築する方向性とした。具体的な施設の在り方や運営の方法をどのように再構築していくかはこれから詰めていくところである。

会場委員：財団から、組織の公益性と活動の公益性の説明があり、それぞれの組織や活動の内容は理解できたが、どの点に着目して自らの財団は公益性があると考えているのか。どこに公益性が見い出せるのか。

繰越額について、市民の文化の振興に係る事業・調査研究・情報提供の実施の他、各管理施設における事業の充実等により市民に還元するとしているが、各施設とも指定管理料の収支残額がかなりある。例えば、平成24年度の収支残額については、平成25年度にすべて市民に還元していくのか。また、積み残しがあれば平成26年度以降にも繰り越すのか。その経理的な仕組みはどうなっているのか。収支残額の使途については明確に分かる方法で管理し、公表すべきではないか。

財団：収支差額が発生した要因だが、チケット収入の確保、各種助成制度の活用、企業からの協賛金の確保などで収入増を図る一方で、支出については、維持管理経費で見積合わせを行ったり、光熱水費の節減をするなどして抑えた結果、収支差額が出た。平成23年度末の累計では6億5千万円程度となっている。この繰越額については、今後市民に還元していく考えではあるが、財団の活動資金のほとんどが指定管理料なので、事業を継続していくため、当座の活動資金としてある程度の内部留保的な資金は必要と考えている。このことについては、平成8年の、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会の申合せにおける「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」で、法人が公益事業を適切かつ継続的に行うためにはある程度内部留保が必要という見解が示されている。その水準は、一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費の

合計額の 30 %程度以下であることが望ましいとも示されている。当財団は、その合計額が約 20 億円あり、その 30%で 6 億円となる。公益認定法では、繰越の累計額の一般正味財産から使途の定まった財産を控除した遊休財産は、当該年度の公益目的事業の実施に要した費用の額を越えてはならないと規定されている。ある程度の内部留保資金は必要だが、これらを参考にどの程度の金額が適当かは検討していく。今年度の 4 月に公益財団法人に移行し、収支と支出が均衡であることが求められているので、平成 24 年度に繰越額が出た場合には、翌年度の公益目的事業の財源として充当し、明確に使途を示していく。

財団としての公益性についてだが、財団の目的や基本理念が市の文化施策と一致している。専門的な資格や文化振興に関する知識・経験を有する職員が多数在籍しており、市民団体、地域、関係機関などとのネットワークを構築しながら各種事業のノウハウを蓄積してきた。静岡市の文化振興に精通した意欲ある職員の集団であると考えている。これまでの実績を通して市民からの信頼も得ており、静岡文化の振興に寄与してきたと考えている。

的場委員：平成 24 年度の収支差額は経理が明確になるようだが、これまでの残額については、内部留保として残り、場合によっては財団の職員の人件費や維持管理経費に充当される場合もあるということか。

財団：賠償金など予想されない支出等に備えて、内部留保として残しているが、その金額については今後検討していく。それ以外の部分は文化振興のために市民に還元していく。

的場委員：使途は限定されていくことで良いか。元は税金であるから、むやみやたらに使うのではなく、できる限り、公益性の観点からも市民に還元できる事業に使ってもらいたい。

財団：承知している。

的場委員：活動の公益性は理解できるが、組織の公益性が理解しづらい。財団の定款の目的そのものが、財団の組織の公益性と捉えればよいのか。

財団：定款の目的や実施事業そのものに公益性があると考えている。

的場委員：職員の年齢構成が 20 代～30 代が全体の 7 割を占めており、活力に満ちた組織であるが、逆に考えると 20 年経てば多くの職員が 50 代になってしまう。賃金等で人件費の財政負担が増えてくると思う。将来現行の職員をどのように運用していく予定か。長期的になにか方策を考えているか。

財団：この内部留保資金は、将来の財団の運用を見越してこれまで貯めてきたものであるが、的場委員の指摘のとおり、若い人が大勢いるため、昇給すれば一度に全体の人件費が上がってしまう。4 号昇給するとどうなるか、3 号ではどうか、正規職員の人数によってはどうかなど、いろいろなシミュレーションを行っている。どの方法が適当かは定まってはいるが、市の給与改定との兼ね合いもあるため、なるべく事業に充当してもらいたいという意見も考慮して、今後検討していきたい。

足羽委員：非正規職員が 150 人で、その多くは 20 代～30 代に集中しているように見える。非正規職員は、ある程度の年数で回転していくため、全ての方が高齢化していくとは考えにくいですが、その点も踏まえて考慮しているか。

平成 23 年度の決算状況のうち、経常外収益の内容は何か。

財団：今後年齢構成をどうしていくかは検討していく。当財団は事業の企画から実施まで、専門性の発揮やネットワークの活用、利用者への対応など人的な資源に依るところが大きい。職員のモチベーション向上のため、実績に応じた処遇は必要と考えている。定年退職による新陳代謝はかなり先になっ

てしまうが、人件費全体の増加をできるだけ抑制しつつ、収支バランスを図りたいと考えている。

平成 23 年度の経常外収益については、指定管理施設の市との協定書の印紙不要による還付分が 248 万円、平成 22 年度の決算時における消費税の計算誤りの還付分が 4,080 万円程、平成 22 年度の未払法人税の過多の還付分が 870 万円、固定資産償却方法の計上漏れが 1,250 万円程である。

遠藤委員：管理職について、市行政の知識や経験が必要であったという理由から、現在は管理職のほとんどが市の退職者である。今後は経験を積んだ財団職員を段階的に管理職へ配置していくとのことだが、現在すでに在籍している 40～50 代の中堅職員を今後管理職へ引き上げていく計画があるか。後継者の育成や、中堅の職人のやる気を引き出す意味でも計画があると良いと思う。

また、212 人中 128 人が女性職員で、女性が多く活躍しているのは非常に良いことだと思う。IMF の緊急レポートにおいて、女性の社会参加が経済成長や日本社会の活力を高めると示されている。日本政府も働くまでしこ大作戦という施策を行っており、静岡市でも男女共同参画行動計画で、政策の方針決定に女性の参画を拡大することが重要だと示している。このような中で、管理職の女性が少なく、女性の大半が非正規職員に偏っていることは問題だと思う。女性を管理職に配置していく計画はあるか。また、半分以上が非正規職員ということについてはどう考えているか。

財団：具体的な年度計画はないが、今後、経験を積んだ職員が管理職へ配置されていく可能性はある。管理職にはそれなりの能力が必要であるが、年齢よりも能力を重視して管理職へ登用していきたいと考えている。

曾根会長：専門職であるから、能力を重視する傾向が強くなる。

財団：専門職は能力や経験、指導力などから判断して登用していく。女性が多い職場でもあるので、女性も登用されていくことになると思う。

当財団は市からの指定管理料と委託料でそのほとんどが賄われている団体であり、その財源の範囲内での事業運営となる。人件費や施設の維持管理経費、事業活動経費を、その財源内で賄わなければならない現実がある。嘱託職員については、正規職員からの指示指導により業務を行っている。各種業務の質や量を勘案して、嘱託職員が実施可能な業務を正規職員と分担して行っている。それぞれに求められる責任や成果に違いがある。事業を円滑に進めながら、かつ限られた財源の中で事業運営ができるように人の配置を決めている。

遠藤委員：嘱託職員が前線で頑張っているのはわかるが、少しでも減らす方向性があると良いと思う。

財団：嘱託職員から正規職員への試験があり、登用されるしくみがある。限られた財源の中ではあるが、正規職員への道はひらかれている。

曾根会長：ではここで、各委員から、静岡市文化振興財団の公益性についてご意見をいただきたい。

青山委員：公益性が高い事業ほど利益が上がらないと思う。事業に公益性はあると思うが、財団の公益性があるかないかというより市民にとって重要なのは、1つ1つの施設が、与えられた財源で公益性を最大限に重視して施設を活かしているかということである。公益性を最大限重視したお金の使い方をすべきである。若い職員を育成していくことも公益性を追求していくうえで大事な使命だと思う。1つ1つの施設のお金の使い方に公益性があるかを判断していくことが重要。芸術という分野は、民間に頼んでもなかなか請け負うところがないということが、そもそも公益性が高いということを示している。

嘱託職員から毎年何人ぐらい正規職員になっているのか。



財団：平均すると毎年3名程度である。

木村委員：文化振興財団を含め、外郭団体のほとんどが公益性を持っていると思うが、公益性の質や費用対効果の検証が必要であると思う。芸術の費用対効果を表すことは難しいことだが、そのことが分かる資料が示されていない。

採算性のあるものを実施する必要はないかと思うが、事業実施の決定はどのように行われているのか。

財団の活動についてもっとPRをし、多くの市民に知ってもらう必要があると思う。個性豊かな市民が主役の文化とあるが、市民主役の事業が少ないと思う。各施設の事業については高く評価しているが、もっと市民を巻き込んでもらいたい。

財団：静岡音楽館AOIの事業決定方法についてだが、AOIは主要事業としてコンサートシリーズで年間15本程度の事業を実施している。AOIでは、芸術監督制度をとっており、その芸術監督は国際的な作曲家・ピアニストである野平一郎氏が務めている。芸術監督と国内で活躍している音楽家たちによる企画会議と静岡市在住の市民で構成される市民会議があり、この中で事業を検討している。芸術監督が事業全体の責任を負っており、市民ニーズを勘案しながら、限られた予算の中でどのような事業展開ができるか検討し決定している。

広報については不足しているという指摘をよく頂いているところだが、AOIについては、最大限客が入っても年間9千人程度であるので、ある程度ターゲットを絞って広報をしている。マスメディアを使用するとかなり経費がかかる。広報にかけることができる経費が少ない中で工夫をしているが、関心が薄い層への広報展開について弱いことは認識している。

曾根会長：会員には定期的に広報がされる仕組みか。

財団：静岡音楽館倶楽部の会員である1,500名程度には毎月ダイレクトメールを送り、事業を周知している。

木村委員：静岡市として広報のバックアップをすべきではないかと思う。

高橋節郎委員：文化振興財団自体というよりも、財団が管理している各施設について判断すべきであると思うが、どの施設も市からの財政支出を伴わないと成り立たない施設であることを考えると、公益性はあると思う。いかに専門性を維持し、高めていくかだと思う。ただし、市からの財源に依存していることを考えると、大きな財源を扱うため、経理の誤りやミスがあるのは問題だと思う。厳格にすべき。会計監査は入っているのか。

財団：4月に公益財団法人となり、ガバナンス、コンプライアンスについては重要視し、専門性をもった監査を起用した。その結果として誤りが見つかった。

高橋正人委員：指定管理施設一覧で、指定管理施設と受託施設等一覧とあるが、管理委託制度は廃止されているはずだが、管理受託制度とは何か。

公費で賄うしかない部分がある中で、事業評価を財団独自に行うとしているが、外部の目を入れる必要があるのではないか。

指定管理業務について、公募と非公募の施設があるが、公募施設の3つについてどれぐらい公募があったのか。

文化振興課長：受託施設というのは、指定管理施設とは違う。中勘助文学記念館は、中勘助が一時期使っていた民家を一部復元した施設である。旧マッケンジー住宅は、市の名誉市民であるマッケンジー

氏が静岡市に住んでいた住居の一部保存している。市民ギャラリーは市民が利用する展示施設である。清水文化会館はPFI事業で実施しており、特別目的会社の協力団体として財団が運営している。

公募の状況は、静岡市民文化会館は1団体の応募、生涯学習センターは財団以外にもう1団体の応募があった。

高橋正人委員：最終的に財団に決まった経緯は。

文化振興課長：まず生活文化局内で市民委員を含む評価審査委員会を設け、各応募団体からプレゼンをしてもらい、採点をして選定する。その後、全庁的な市内部の組織である指定管理者選定委員会で、選定された団体で妥当かどうか判断し候補者を内定する。最終的には議会の議決の承認をもって決定する。

竹内委員：市役所の様々な施設や事業にはともかく公益性があり、それらを引き受ける団体であるから公益性があるということになる。ただし、指定管理の公募施設は民間団体も応募が可能だが、指定管理者となった民間団体に公益性があるのかと言えばそうではない。文化振興財団は公益性のある仕事をするために設立された団体であるから公益性があると割り切ればそう考えられる。

財団を長く維持していくためには、新しい若い職員も採用していくことが必要。団体を維持するためにも職員の補充なども考えなければならない。

正味財産残高が約8億円あるが、基金などで扱うと分かりづらくなるため、現金の管理はしっかりしてもらいたい。個人で扱うのではなく、システムをつくり、間違いのない管理をお願いしたい。

土屋委員：財団には十分公益性があるものと考えているが、文化的な事業は、趣味性が高いことなど市民が受け止めた成果が出にくい。事業に公益性は十分あると思うが、成果をあげるとすれば、それを市民にどう伝えていくかだと思う。事業内容だけではなく、市民サービスの向上にも経費を充ててもらいたい。そうすれば、市民への浸透率や、市民から期待も上がっていくと思う。

曾根会長：全委員とも公益性に対する疑問はないようだが、意見として、より効果的に事業を進めていくために専門性を高める努力を行うこと、費用対効果を考えること、資金管理をしっかりとすること、市民文化の育成を図ること、広報の充実をすることなどの意見があった。

財団の公益性については意見が一致したことでまとめとしたい。

### 3 その他

(1) 公の施設の使用料の見直しについて【資料3-1、3-2】【参考資料】

《事務局説明》

会長：それでは、以上で本日の審議事項は終了する。

署名 静岡市行財政改革推進審議会

会長 曾根正弘